

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年1月9日

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

(別 紙)

能 第 9 7 - 1 号
令和 7 年 12 月 16 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 3 月 26 日付け石監査第 664 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、物品出納調書が作成されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	能楽堂	郵便切手購入の際には、物品管理事務マニュアルを確認し、物品出納調書の作成漏れの再発防止を図る。

能第97-2号
令和7年12月16日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年3月26日付け石監査第664号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	能楽堂	電気料の調定事務については、令和7年10月1日付け管財課長・出納課長通知で改正された会計Q&Aに基づき、適正に処理する。